

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

今回の公募は、本事業が4月以降速やかに開始できるよう、事前に事業者の決定に係る手続きを行うものです。

本業務に係る予算執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、業務の内容等が変更になることがありますので留意願います。

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年（2026年）2月16日

山口県知事 村岡 嗣政

### 1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

（1）業務の名称

中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務

（2）業務内容

応募要項及び仕様書による

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）予算限度額

9,226,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- （2）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類「企画・製作」又は「その他」で登録があり、特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- （3）本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- （4）この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

### 3 応募要項及び仕様書の配布

令和8年2月16日（月）午前9時から同年3月17日（火）午後5時まで、山口県産業労働部イノベーション推進課のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/83/>

「中小企業等知財支援拠点形成促進事業業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

### 4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。

#### （1）提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

#### （2）提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県 産業労働部 イノベーション推進課 技術革新支援班

TEL：083-933-3143 FAX：083-933-3159

E-mail：[a16900@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a16900@pref.yamaguchi.lg.jp)

#### （3）提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

### 5 提案書の提出方法、提出先及び提出期限

#### （1）提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。なお、郵送又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

#### （2）提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県 産業労働部 イノベーション推進課 技術革新支援班

TEL：083-933-3143 FAX：083-933-3159

E-mail：[a16900@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a16900@pref.yamaguchi.lg.jp)

#### （3）提出期限

令和8年3月17日（火）午後5時まで（必着）

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに限るものとする。

### 6 審査

イノベーション推進課競争入札等審査会において、審査基準に基づき実施する。

## 7 その他

- (1) この手続の開始後に、2 (2) に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県産業労働部イノベーション推進課技術革新支援班（電話083-933-3143）に問い合わせること。